

総務課長
認 印



第11回（定例）沖縄県教育委員会

1 日 時 平成19年6月20日 15時40分～16時15分

2 場 所 教育庁第一会議室

3 出席者

委員	中山委員（委員長） 伊元委員 玉城委員 東委員 比嘉委員 仲村委員（教育長）	（欠席委員）
	統括監等	教育管理統括監、教育指導統括監、参事
	課長及び 課長補佐等	総務課長 財務課長 施設課長 福利課長 県立学校教育課長 義務教育課長 保健体育課長 生涯学習振興課長 文化課長 文化施設建設室長 全国高校総体推進課長
教育 庁	職務のため 出席した者	（事務局） 総務課教育企画監 教育企画班指導主事2人 〃 総務班班長 総務班主任
4 傍聴した者 記者1人		

委員長	<p>それでは、只今から平成19年第11回定例会県教育委員会会議を開催します。</p> <p>始めに、会期の決定を行います。本日1日を予定しておりますが、よろしいでしょうか。</p>
各委員	はい。
委員長	<p>この通り決定します。</p> <p>次に前回会議録の承認を行います。比嘉委員お願いします。</p>
比嘉委員	はい。正確に記載されております。
委員長	正確に記載されているということですが、承認してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	<p>承認します。</p> <p>今回会議録署名人は、玉城委員にお願いします。</p>
玉城委員	はい。
委員長	次に教育長報告をお願いします。
教育長	(教育長報告を行う)
委員長	只今の教育長の説明に対して、何かご質疑はございませんでしょうか。
玉城委員	<p>試験の改善点についてだが、小学校体育の実技から跳び箱運動が削られている。以前から女性受験者に跳び箱運動を課すことが気になっており、私は削った方がいいと思っていたので、賛成だ。それからバスケットボールの出題についても疑問を持っていたので、これを廃止したことも賛成だ。新たに課されることになるなわ跳び運動は、受験生の敏捷性をみるのか、あるいは持久力をみるのか、その総合的な力をみるのか、その趣旨を伺いたい。</p>
教育長	<p>なわ跳びを試験で課している県は、全国では山口県と高知県がありますが、そちらでは持久力や技能的な点をみています。また、1年生から6年生まで全学年でなわ跳び運動は実施できます。更には、バスケットボールなどと違って、なわ跳びなら受験生もいつでも練習ができます。そのようなこと</p>

	から改善しました。
伊元委員	敏捷性をみるのか、持久力をみるのかというのは、試験の方法によるのではないか。
教育長	試験内容は現在つめている段階です。これから受験番号を受験生に通知しますので、その時にあわせて試験内容を知らせることになっています。
伊元委員	改善点について、これまで中高共通で実施されてきた数学が、今年から高校数学と中学校数学に分けて行うとなった。試験内容は異なるのか。
教育長	試験内容は一緒です。
伊元委員	一緒であれば、選考の段階で分ける理由は何か。
教育長	中高共通でやる前は、別々に行っていましたが、中学校数学を希望する受験生が減少して、共通でやることになりました。しかし最近では、中学校を志望する受験生も増えてきたので、再び分けることにしました。共通の選考では、本人の希望と配置先があわない状況が出ておりました。
東委員	応募者数5,411人の中で新卒はどれくらいいるのか。それから、2回以上の受験者はどれくらいいるのか。
教育長	その集計はこれからです。ちなみに昨年度は合格者317人中、新卒者は28人でした。
中山委員	身体に障害がある人は、昨年どれくらい合格したのか。
教育長	昨年度合格者はゼロでした。一昨年に難聴の方で合格した方がいます。
玉城委員	身障者の受験は、小中高の区別はないのか。
教育長	どの科目でも受験可能です。ただし、枠を設けて必ず採用するというわけではなく、合格基準の点数をとってもらう必要があります。
委員長	教員試験は非常に狭き門だ。昨年の合格率は6.0%だが、合格できなかった者はどうしているのか。
教育長	補充教員をしたり、別の仕事に就いたりしています。また、別の仕事を続けながら受験する方もいます。
玉城委員	何ヶ年連続で受験できるのですか。

教育長	受験できるのは35歳までですので、それまではずっと受験はできます。
委員長	他にご質疑はございませんか。 他に質問がありませんので、議事に入りたいと思います。議題は、議案が2件となっております。それでは議案第1号の説明をお願いします。
総務課長	(議案について説明)
委員長	只今の説明に対し、ご質疑ございませんでしょうか。
委員長	現在、両校に入学している生徒は、合併後も入学時の学校の卒業生になるのか。
総務課長	そうです。両校は来年4月から募集停止となりますが、現在の生徒は2年生、3年生と進級し、現在の校名で卒業となります。
教育長	昨年の6月1日に宮古で学校統合に関する説明会をしまして、その中で保護者や同窓会への合意形成が不十分ということになり、1年間先送りしてまいりました。これまで6回にわたり地元で意見交換会、説明会を持ってまいりまして、合意形成が出来たということで今回、このような条例を提案しているところでございます。
委員長	昨年、統合はまだ早いという意見があり先送りにしたが、その後順調に合意形成が図れたということか。
総務課長	はい。今年に入り4月11日に同窓会、PTA、学校関係者を集めまして校名についても了解を得ております。また、先週は宮古選出の議員に説明しまして、ご理解を得ました。これらのことから、合意形成はできていると考えております。
玉城委員	7月に私ども教育委員の宮古地域の視察が予定されているが、その時にこの統合に関する情報をきく機会はあるか。
総務課長	はい。両校の視察を予定しております。両校で開校準備委員会をつくっております。開校に向けての進捗状況でありますとか、課題ですとか、あるいは開校後の単位の相互選択制を導入しますので、それらについて説明を受ける予定です。
委員長	他に何かございますか。よろしいですか。 それでは、この通り決定してよろしいでしょうか。

各委員	はい。
委員長	それではこの通り決定します。 次に議案第2号の説明をお願いします。
文化施設室長	(議案について説明)
委員長	只今のご説明に対して、ご質疑ございませんでしょうか。
比嘉委員	館長と指定管理者の関係、権限とか役割等はどうか。もう一つに、全国各地で博物館を指定管理者にした場合に、運営が厳しい状況にあると聞いているが、今回、沖縄県が博物館・美術館を運営するにあたって、県民に親しまれ、いきた博物館にして行くには多くの事業をする必要があると思うが、予め予算が設定されていて、その範囲内で事業計画や収支計画をつくるのか。それともそれぞれの事業体が試算していくのか。
文化施設室長	館長と指定管理者との関わりですが、館長については正式には11月1日付けの発令となります。博物館・美術館組織内部に経営者協議会を立ち上げますので、館長を中心に博物館副館長、美術館副館長、指定管理者の責任者に集まってもらって展示のあり方等を協議する場とします。 もう一つの点については、指定管理者に対しては、応募の段階で予め基準を示してあります。例えば、博物館については、県が展示を行います。美術館については、年間6本の展覧会を予定しておりますが、このうち4本を指定管理者に任せます。そして2本は県が独自で行います。1展覧会あたり800万円と計上しまして、前もって指定管理者にはこの金額の中でやっていただきたいと示しております。基本的に指定管理者が担うのは施設の管理面です。保安関係、警備、清掃、誘客関係、広報といったものです。資料の収集、保管等については県の学芸員が担います。
教育長	あくまでも指定管理者は、館長の管理下におかれます。
委員長	館長の選任は、県が行うのか。
教育長	そうです。11月1日に任命します。
文化施設室長	この指定管理者の導入については、他府県と違って沖縄県は全面指定管理者ではなく、一部指定管理者で、学芸部門は県が担っていきます。館長についても、他府県の場合は指定管理者が担いますが、沖縄県の場合は、県の非常勤の特別職となります。
玉城委員	学芸員は、教育委員会の職員になるのか。

文化施設室長	教育委員会発令の学芸員になります。一部美術館の学芸員については、知事部局との併任発令になります。
委員長	この通り決定してよろしいでしょうか。
各委員	はい。
委員長	それではこの通り決定します。 これで、本日の日程は全て終了しました。閉会します。
	<p style="text-align: center;">閉 会 (16:15)</p> <p>委 員 長 : 中山 勲</p> <p>署 名 人 : 玉城 昭子</p> <p>記 録 者 : 大嶺 一治</p>